

意見書第9号

J R不採用問題の早期解決を求める意見書

国鉄が分割・民営化されて、22年目になるが、いまだにJ R不採用問題が解決されずに長期化していることは憂慮すべきことである。

この事件に関して、最高裁判所は2003年12月に「J Rに対する使用者責任はなしとの判決を出したものの、不当労働行為があればその責任は旧国鉄の法的地位を引き継いだ清算事業団は、使用者責任は免れない。」との判断を下した。

また、2005年9月・2008年1月に、旧国鉄清算事業団の地位を引き継いだ独立行政法人「鉄建建設公団」・「鉄道運輸支援機構」を被告として争われた訴訟の判決で、「旧国鉄の不当労働行為を認めて、慰謝料の支払い」を命じた。

I L O（国際労働機関）もこの問題について、2006年11月15日に第297回理事会において結社の自由委員会報告を採択した。この報告は、1999年の勧告以来7度目のものとなり、委員会は2005年の東京地裁判決を留意し、特に労使関係の分野では司法の判断だけによる解決がそぐわない問題があることを強調しつつ、国労が求める政治解決を探る事を強く望んでいる。

同時に委員会は日本政府に対し、この長期化した労働争議を関係当事者すべてが満足する解決に到達させる観点から、このようなI L O援助の受け入れを真剣に検討するよう要請している。

この間、問題の解決を見ることなく、51名の被解雇者が他界している。平均年齢も54歳となり、一刻の猶予も許されない深刻な事態となっている。

従って、政府に対しI L O条約批准国の一員として、「J R不採用問題の早期解決」に向けて、全ての関係者との話し合いが開始できるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年12月24日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野 洋平 様
参議院議長 江田 五月 様
内閣総理大臣 麻生 太郎 様
国土交通大臣 金子 一義 様
厚生労働大臣 舛添 要一 様